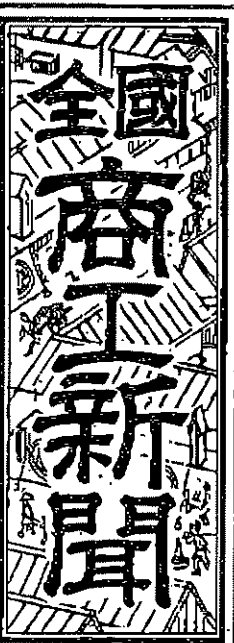


改憲の動き強まる 憲法9条が危ない 平和でこそ商売繁盛、改憲阻止！



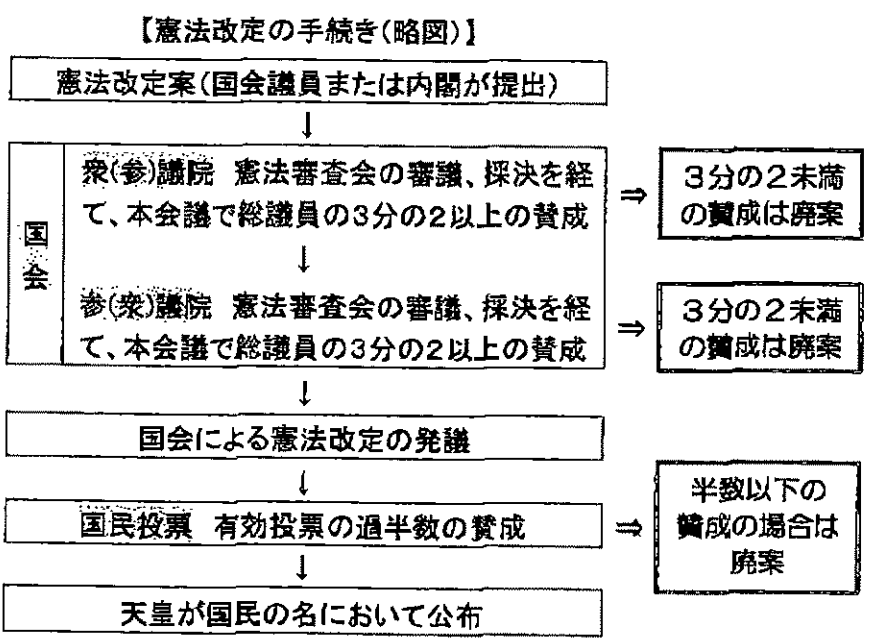
長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2021年11月29日
第2078号

新型コロナウイルス対策
融資・給付金申請
納税緩和・国保料減免など
民商に相談を

憲法9条改定への危険な情勢が生まれています。先日の衆院選の結果、自・公・維の改憲勢力が334議席を得、改憲発議に必要な「総議員の3分の2」である310人を上回りました。岸田首相は「憲法改正を積極的に進めたい」と話し、党内体制の強化、国民的議論のさらなる喚起、国会における議論の推進などを図り、自らの任期中に国会発議を目指す考えです。また、日本維新の会と国民民主党は「憲法改正議論の活性化への連携」で合意。改憲への動きが強まっています。



右図のように、国会発議(国会が憲法改定を提案し、国民投票を求めること)のためには、衆参両院で総議員の3分の2以上の賛成が必要です。参議院における改憲勢力の議員数はこれに達していないため、来年7月の参院選は国会発議の是非を問う重要な選挙となります。

自民党は4つの改憲案を示していますが、最大の狙いは「憲法9条への自衛隊の明記」です。憲法9条1項・2項を現行通りとし、「自衛隊」と「自衛権」を明記した憲法9条の2という条文を新たに設けること。「憲法9条1項・2項は変えないのだから、

9条の本質(平和主義)は変わらない」との誤った解釈に導く狙いが隠されています。9条の2が追加された場合、9条は骨抜きとなり、平和主義を捨て、海外で戦争する国へと変えられてしまいます。私たちの営業と暮らしは平和の上に成り立っています。絶対に改憲は阻止しなければなりません。

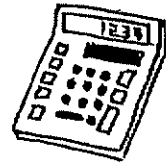
これからの婦人部を考える懇談会
新商連婦人部協議会(県婦協)と民商婦人部はこの11月、県内各地で「これからの婦人部を考える懇談会」を行っています。16日、県婦協三役と長岡・柏崎民商婦人部の懇談が行われ、9人が参加しました。長岡民商からは役員樋口信子さん(県婦協幹事)、片桐ミサさんと担当事務局・金内の3人が参加しました。

民商婦人部は新型コロナウイルス感染症拡大等の影響などにより、思うような活動ができません。しかし、誰もこのままでは思っています。参加者は今後の活動について、お菓子を食べながら、楽しく、ざっくばらんに意見交換を行いました。県婦協三役と民商婦人部役員が少数人数でゆつくり話し合う有意義な会でした。



〈予約制〉年末調整相談会

長岡民商では、左記の日時にて源泉所得税・年末調整相談会を行います。今回の相談会は、年内に従業員や専従者給与を確定できる事業所が対象となります。該当する事業所は電話等で日時をご予約のうえ、長岡民商事務所にお越しください。



日時 12月6日(月)・7日(火)
両日ともに10時~12時、13時半~16時
必要なもの 筆記用具、年末調整書類一式、
会場 長岡民商事務所
電話、資金台帳 など